

事業系一般廃棄物の処理方法

【一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合】

事業系一般廃棄物の処理を行うには、市から許可を受けている「一般廃棄物収集運搬許可業者」と契約をしなければなりません。

一般廃棄物収集運搬許可業者は、以下のページの添付ファイルからご確認ください。
本パンフレットや冊子のデータ同様のページにあります。



<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/wakekata/1003327.html>

又は海老名市ホームページ「店舗・会社から発生するごみ（事業者のみなさんへ）」で検索

【自ら焼却施設に搬入する場合】

高座クリーンセンターへは、事前に搬入許可を受けた車両のみ搬入可能であり、排出できるごみは原則として資源化できるものを除く一般廃棄物で、ごみの発生場所が海老名市内であるものに限られます。他市町村のごみは搬入できません。

また、搬入に当たり、市の事前申請や搬入基準もありますので、詳細については以下のお問い合わせ先までお願いします。

○搬入基準に関すること

高座清掃施設組合 (TEL:046-238-2094 FAX:046-238-6010)

○申請書類に関すること

海老名市経済環境部環境政策課 (TEL:046-235-4923 FAX:046-233-0346)

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物処理業者に処理の委託をする場合には、都道府県知事又は政令市長から許可を受けている業者に委託する必要があります。（品目によっては受けられない業者もいますのでご注意ください。）
詳細は、神奈川県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f5654/index.html>



お問い合わせ先：海老名市経済環境部環境政策課 (TEL:046-235-4923 FAX:046-233-0346)

※記載内容のうち、法令等は改正等により変更が生じる場合がございます。随時修正は行いますが、ご了承ください。

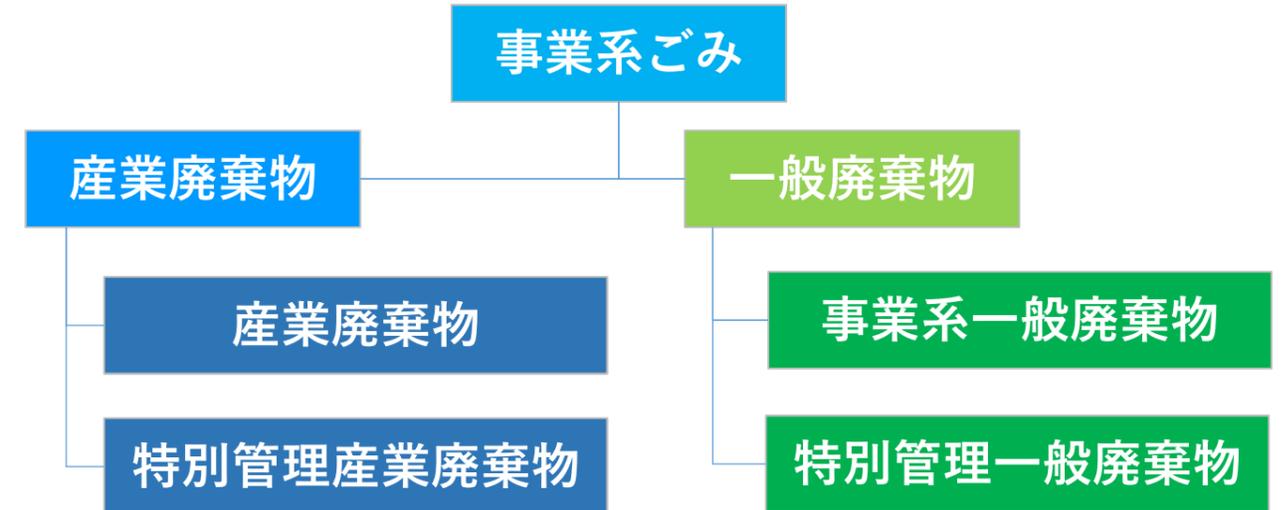


海老名市

住みたい 住み続けたいまち

事業系ごみ 分け方・出し方

**事業者は、ごみを適正に処理しなければなりません！
そのためにも、適正な分別を把握しましょう！！**



事業系ごみとは

法人・個人・営利又は非営利団体などが行う会社・工場・商店・飲食店・事務所・学校・病院などの事業活動により排出されるごみの全てをいいます。事業系ごみをごみ集積所に出すことはできません。

事業系ごみの種類

事業系ごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の大きく2種類に分けられます。

○事業系一般廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの

○産業廃棄物：法令で定められた20種類の廃棄物

産業廃棄物の種類	
業種指定なし	①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、⑩鋳さい、⑪がれき類、⑫ばいじん
業種指定あり	⑬紙くず、⑭木くず、⑮繊維くず、⑯動物系固形不要物、⑰動植物性残さ、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体
⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの	

事業系ごみ分別一覧表

※「産廃」：産業廃棄物、「一廃」：事業系一般廃棄物

※表にないものが発生する場合があります。法令に従い適正処理をお願いします。

区分	ごみの種類(一例)	業種	処理 【分別の種類】		
			産廃	一廃	
紙くず	ダンボール、壁紙、パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍、新聞紙など	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、製本業、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業（印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、印刷物加工業	○		
	ダンボール	上記以外の全事業所		○	
	新聞紙、折込チラシ			○	
	雑誌、カタログ、コピー用紙、封筒、トイレットペーパーの芯、チラシ、紙袋など				○
	紙パック容器 ※牛乳・ジュース等の内側が白い容器				○
	レシート、紙コップ、感熱紙、カーボン紙、シール及び台紙など			○	
木くず	型枠、足場材、木造解体材、伐採材、建具工事等の残材、残材（板切れ）、チップ、おがくず、木製製品（机・テーブル・椅子・看板等）など	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、木材・木製品製造業（家具製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業から生じた木くず・木製家具など	○		
	残材（板切れ）、チップ、おがくず、木製製品（机・テーブル・椅子・看板等）など	上記以外の全事業所		○	
	木製パレット（パレットへの貨物の積付けのために用いたこん包用の木材を含む）	全事業所	○		
	街路樹や庭木の剪定枝など	全事業所		○	
繊維くず	ウエス、縄、ロープ類など ※木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずに限る	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）	○		
	ロープ類、作業着、シャツ、タオルなど（綿・麻製）	上記以外の全事業所		○	
	ウエス、縄、皮製品、綿や羽毛の入った製品（布団・座布団等）など			○	
動物系固形不要物	解体等をした獣畜や食鳥処理をした食鳥に係わる固形状の不要物	と畜場、食鳥処理場など	○		
動植物性残さ	原料として使用した動植物に係わる不要物（のりかす、醸造かす、魚・獣のあらなど）	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業	○		
	生ごみ（魚や獣のあら・野菜くず等の調理くず・客の食べ残し等）、賞味期限切れ等の製品くずなど	上記以外の全事業所		○	
動物のふん尿	動物のふん尿	畜産農業（酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業など） 上記以外の全事業所	○		
動物の死体	動物の死体	畜産農業（酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業など）	○		
		上記以外の全事業所		○	
燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす（焼却灰）など	全事業所	○		
	たばこの灰、吸い殻など	全事業所		○	

区分	ごみの種類(一例)	業種	処理 【分別の種類】	
			産廃	一廃
汚泥	工場排水処理や製造工程で生ずる汚泥、道路側溝の汚泥など	全事業所	○	
廃油	天ぷら油やクリスなど ※鉱物性油や動植物性を問わない全ての油	全事業所	○	
廃酸	写真定着液などの全ての酸性廃液	全事業所	○	
廃アルカリ	写真現像液、金属石けん液、自動車用不凍液などの全てのアルカリ性廃液	全事業所	○	
ゴムくず	天然ゴムくず ※合成ゴムは「産廃（廃プラスチック類）」	全事業所	○	
鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど	全事業所	○	
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴い生じたコンクリートの破片、レンガの破片など	全事業所	○	
ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたばいじん	全事業所	○	
廃プラスチック類※	飲食用・調味料用ペットボトル、プラスチック製の事務用品・部品容器・弁当容器・カップ麺容器、発泡スチロール等の緩衝材類、ビニール梱包（ビニール袋、おしぼりの袋・貨幣の梱包等）、PPバンド、ラミネートフィルム、タイヤ、農業用ビニールなど ※合成樹脂・合成ゴムくず等の合成高分子化合物を含むもの	全事業所		○
金属くず※	飲料用の缶、刃物類、スプレー缶、金属製の事務机・椅子、一斗缶、金具類、針金、不要になった金属や研磨・切削くずなど	全事業所		○
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず※	飲料用のびん、ガラス製品（皿・コップ・蛍光灯・電球・調味料の容器など）、陶磁器類（湯呑み・植木鉢など）、タイル、瓦、石膏ボードなど	全事業所		○
上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの			○	

家電リサイクル法指定4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)
 家電リサイクル券を郵便局で購入し、指定引取場所へ運搬するか、収集運搬業者へ収集依頼
 ※海老名市内引取場所
 トナミ首都圏物流(株)湘南流通センター
 海老名市門沢橋6-8-41 Tel:046-237-2021

パソコン(ディスプレイを含む。)
 製品のメーカーへの回収依頼（メーカーがわからない場合は、産業廃棄物で処理する。
 ※パソコン3R推進協会 (Tel:03-5282-7685)

二輪車
 国内メーカー等が国内で販売したバイクは「二輪車リサイクルシステム」で処分。
 ※二輪リサイクルコールセンター
 (Tel:050-3000-0727)

ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
 資源有効利用促進法に基づき、製造メーカー回収又は一般社団法人JBRC (Tel:03-6403-5673、03-4570-1311 (自動音声電話受付)) にてリサイクル